

2004 年年金制度改革の議論に望む

(2002 年 10 月 2 日)

2004 年年金制度改革に向け、社会保障審議会年金部会における議論が重ねられており、今秋には骨格的事項について方向性と論点の整理(改革基本骨格)が示される予定である。

公的年金制度の公平性、確実性に対する国民の不信感、不安感は増大しており、世界一のスピードで少子高齢化が進むわが国において、従来の仕組みの延長線上のび縫策では持続可能な年金制度の構築は不可能であると危惧される。

また、現行制度の下では、企業は厚生年金保険料の労使折半による負担に加え、企業年金や代行部分における利差損負担を強いられており、企業の利益構造を歪めたり国際競争力を阻害している面が無視できないほど大きくなっている。

将来における公的年金制度の全体像が不明確なため、経済社会全般の国民不安が増幅されている。今こそ、小泉内閣には、国民に自立と自己責任の確立を促し、経済社会を活性化する観点から、年金制度改革を構造改革の重要な柱の一つとして位置づけ、国民の不信と不安を払拭する恒久的な制度を構築してもらいたい。

1 . 改革の理念

(1)自己責任社会の構築

現行厚生年金のモデル年金における給付水準(月 23.8 万円)は、標準とされる高齢者夫婦世帯の平均消費支出(月 24.5 万円)とほぼ同額となっている。しかも、現行制度が賦課方式(世代間移転の仕組み)を基本としているため、年金受給者の増大に伴って、現役世代に過重な負担をもたらしている。

今後、少子高齢化が一層進行するなかで、このように高水準の給付を賦課方式に依存して継続することは、世代間の受給率格差による不公平感の拡大を招く。

この際、賦課方式による公的年金は、長生きをした場合の老後生活の基礎部分を保障するリスクヘッジ機能に限定し、退職後一定期間の生活や基礎部分を超える費用については個人が自助努力で準備する「自己責任の原則」を徹底すべきである。

(2)国民の負担力の向上

自己責任社会を実現する前提として、経済を活性化することにより公的年金制度の支え手となる国民の負担力を向上させていくことが重要である。

個人の多様なライフスタイルや働き方に柔軟に対応できるよう職業選択に中立的な制度とするとともに、企業が厳しい国際競争の下でも国内雇用を創出し、従業員の自助努力を支援することが可能な制度とすべきである。

2 . 抜本改革の具体案

現行の厚生年金は、以下の抜本改革により、賦課方式を基本とする確定給付型の基礎年金と、積立方式による確定拠出型年金に分離し、後者の運営は民間に委ねるべきである。制度の

移行に伴う負担については、長期間をかけて各世代が公平に分かち合う方策を検討すべきである。

(1)基礎年金の再構築

1)概要

確定給付による公的年金は、老後生活の基礎部分を終身保障する基礎年金(現行1階部分)に限定し、すべての国民に加入を義務づける。

財政方式は保険料収入と国庫負担を財源とする賦課方式を基本とするが、経済や人口構成の短期的な変動に対応できるよう拠出の一部を積み立てることとする(修正賦課方式の継続)。

2)給付と負担

給付は定額とし、その水準は高齢者夫婦世帯の平均消費支出の6割程度(現行基礎年金の給付水準程度)をカバーするよう設定する。また、長生きによるリスクヘッジ機能に限定する観点から、給付開始年齢は70歳まで段階的に引き上げる。

負担については、20～70歳の国民から定額の保険料負担を求め、消費税を財源とする国庫負担と組み合わせる。被用者に対する事業主負担は行わないこととし、生活困窮者等には必要な減免措置を講じる。

(2)2階部分の個人人口座化

1)概要

報酬比例部分(現行2階部分)は、基礎年金と会計を明確に区分するとともに、個人人口座化された積立方式による確定拠出型の年金とする。

保険料の全額所得控除など税制面での優遇措置により国民に加入を奨励する準公的年金と位置づけたうえで、運営は民間に委ねることとする。

基礎年金の加入者のみに加入を認めることにより、基礎年金への未加入や未納を防ぐ。

2)給付と負担

加入期間は20～70歳、給付開始年齢は60～70歳の間で個人が自由に選択できるものとする。給付開始時点で給付原資を確定し、受給期間についても10～20年の有期年金(遺族年金あり)か終身年金(遺族年金なし)かを自由に選択できるものとする。

負担については、所得に応じた拠出限度額の範囲内で毎年の保険料負担を個人が決めることとする。また、事業主がその一部を負担する場合にも税制上の優遇措置を適用する。

(3)2階部分の移行方法

40～50年をかけて現行制度から新制度に完全に移行することとし、その間は新旧制度を併存させる。改革時点ですでに旧年金の加入者である世代については、それまでの加入期間に応じて減額された旧年金とその後自ら積み立てた新年金の両方を受給する。

これに伴う旧年金の給付費用、いわゆる「二重の負担」については、年金受給者の給付水準適正化と給付開始年齢の引き上げ、国債発行による国庫負担などを組み合わせることにより、引退世代から将来世代まで国民が幅広く負担を分かち合うこととする。

3. 抜本改革に向けた条件整備

上記のような抜本改革を実現するための条件整備として、まずは年金制度に関する広報・啓蒙活動を通じて、すべての国民が現行制度の仕組みや問題点について認識を深めなければならない。そのうえで、以下により、年金財政の情報公開、自助努力への支援、子育てへの支援等

を図る必要がある。

(1)年金財政の情報公開

現行制度は職業によって加入する制度が異なるうえ、厚生保険特別会計と国民年金特別会計との間で複雑な財政移転を行っているため、国民にとって不透明な仕組みとなっており、そのことが漠然とした不安感を招いている面が否定できない。それぞれの会計を明確に分離したうえで、積立金の運用状況も含めた年金財政に関する情報を広く国民にわかりやすい形で開示していくべきである。

(2)自助努力への支援

自助努力を促す観点から、企業年金の積立金に係る特別法人税は廃止するとともに、現在導入されている確定拠出年金の拠出限度額の拡大や個人年金に係る保険料の所得控除額の拡大を行う。

(3)子育てへの支援

子どもは将来における公的年金の支え手となることから、育児休業期間中の保険料減免の拡充や教育費の負担軽減など、子育てに対する支援策を検討する。